

20160908_戦略経営研究会_アジア・ビジネス研究会_議事録

日 時：2016年9月8日（木）19:00—21:00
場 所：東京／銀座 ルノアールマイスペース銀座マロニエ通り店
テーマ：バングラデシュ、カンボジア、ラオス進出における留意点
発表者：中山達樹さん（弁護士、中山国際法律事務所代表）
参加者：参加者 8人（発表者を含まない）
（会社経営、会社員、公認会計士、社会保険労務士、
NPO 法人理事長、行政書士、司法書士など）

目 次：

1. 概要
2. 外資規制
3. 労務
4. 汚職
5. 競争法
6. 紛争解決
7. まとめ

発 表：

1. 概要

①バングラデシュ

- ・民族はインドに近いです。
- ・インフラが不足しています。交通渋滞は最悪といえます。下水道の整備もこれからのようです。
- ・識字率は60%です。仕事に疲れたら休んでしまいます。縫製産業が有名ですが、逆にそれしかできないともいえます。
- ・人口も多く、経済成長率も高いですが、進出のハードルは高いといえます。

②カンボジア

- ・仏教国で、親日的です。まだまだ、農業が盛んです。
- ・外貨（ドル）を必要としているので、外資規制が緩いです。フォーリナー・フレンドリーです。
- ・30歳未満の若者が人口の約半数を占めます。識字率は77%です（ASEANの中で最低です）。教育水準に不安があります。
- ・都市部の約70%が英語を使えます。
- ・国内市場は小さいです。ただし、長期的には魅力的とされています。

③ラオス

- ・人口が少なく、約700万人です。首都にも100万人ぐらいしかいません。
- ・内陸国です。物流的に不利といえます。鉱物、電力（水力発電）の輸出をしています。
- ・ミニ・ベトナムといえます。社会主義国です。共産党独裁国です。政治的には安定していますが、国内に「がんばっても仕方がない」という無力感、停滞感が漂っているように感じました。
- ・ただし、先行者利益があるともいえます。

2. 外資規制

①バングラデシュ

・投資庁との調整が必要です。個別審査ですので、担当する弁護士次第です。

②カンボジア

・緩いです。外資の100%投資が可能です。ただし、不文律として、不動産は共有の場合は、その全員の同意、株式の売買の場合は、ほかの株主全員の同意が必要です。定款の変更も同様です。

③ラオス

・厳しいです。当局との折衝が必要です。1年かかります。条件が付与されますが、不明確です。

3. 労務

・解雇の正当事由については、バングラデシュのみ不要です。また、いずれの国も法定解雇手当による解雇が可能です。

4. 汚職

・いずれの国も、汚職が蔓延しています。規制はあっても執行されていません。
・ただし、英国や米国の汚職規制の対象となるかどうかについて細心の注意が必要です。

5. 競争法

・バングラデシュは財閥を守るために競争法を無視しています。カンボジアには競争法がありません。ラオスには競争法がありますが、執行されていません。
・ただし、米国の反トラスト法やEUの競争法の対象（域外適用）となるかどうかについて細心の注意が必要です。

6. 紛争解決

・日本の判決は海外においては紙切れです。
・現地の裁判所では、ホーム/アウェイで判断します。
・「仲裁」もありますが、コストがかなりかかります。
・セカンド・ベストを目指すしかありません。

7. まとめ

・発展途上国への進出には、弁護士による「**Four Eyes Principle**」が必要です。
・「英語でケンカができますか?」。英語力はもちろんですが、法律上の「白黒」の知識が負けないために必要です。

以上